

（第1面）

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和5年6月2日

（宛先）川越市長 殿

報告者

住 所 東京都千代田区神田三崎町3-3-23ニチレイ水道橋ビル602号室

氏 名 大和ハウス賃貸リフォーム（株）関東支店

支店長 石崎 直人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6380-9377

令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	大和ハウス賃貸リフォーム（株）埼玉西営業所（川越市新宿町1-8-8）
事業場の所在地	市内各現場
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業
②事業の規模	元請工事完成高（前年度実績） 10,282,332,053円
③従業員数	247人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・排出事業所（現場）において納入資材の過不足がないように納入量の適正化を行う。 ・搬出状況の調査と分別によるリサイクルの推進を行う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・継続して部材、資材の納入量の適正化の実施 ・今後も継続して搬出状況の調査と分別の徹底によるリサイクルの推進を行う。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・がれき類、木くずについて分別を行う。 ・木くずは切断して単品袋詰め、石膏ボードは専用袋に袋詰めを行う。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・木くず長尺物の再利用の検討を行う。 ・混合状態の廃棄物を再生可能な廃棄物への分別を行う。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従って認定された業者と書面による委託基本契約を締結し委託する</li> <li>・電子マニフェストシステムに移行し、適正処理が行われているか定期的に確認する。</li> <li>・収集運搬許可証、登録車両一覧、処分業許可証の有効期限を定期的に点検、確認する。</li> </ul>		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も委託基準に従って認定された業者と書面による委託基本契約を締結し委託する。</li> <li>・ 適正処理が行われているか定期的に工程を廃棄物管理表（電子マニフェストシステム）により確認する。</li> <li>・ 可能な限り、優良認定処理業者から選定する。</li> <li>・ 今後も収集運搬許可証、登録車両一覧、処分業許可証の有効期限を定期的に点検、確認する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

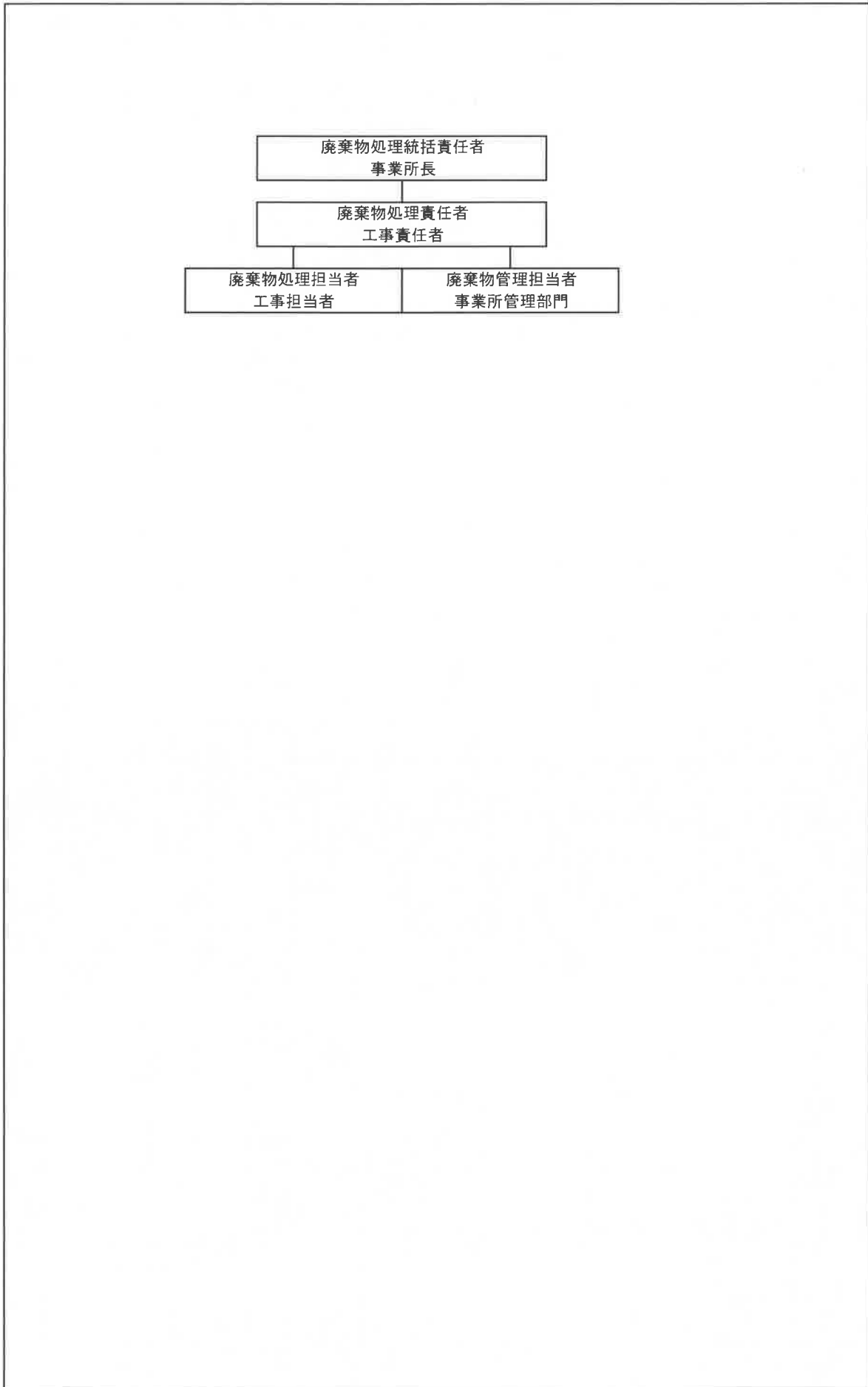
備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者)への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 6 ※欄は記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 別添 1 処理工程図

廃プラ→委託中間処理【破碎】→燃料と埋立処分  
金属くず→委託中間処理【破碎・切断】→鋼材の原料として再生利用  
ガラ陶→委託中間処理【破碎】→建設資材の原料として再生利用と埋立処理  
がれき類→委託中間処理【破碎】→再生骨材として再生利用と埋立処分  
紙くず→委託中間処理【破碎】→燃料と再生紙として再生利用  
木くず→委託中間処理【破碎】→燃料と再生原料として再生利用  
繊維くず→委託中間処理【破碎・圧縮】→燃料

## 別添 2 管理体制図





産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和4年度)実績量  
 計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託									
	排出量				自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃プラスチック類	6.38	5.74	-	-	-	-	-	-	-	-	6.38	5.74	0.00	0.00	6.38	5.74	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	1.37	1.23	-	-	-	-	-	-	-	-	1.37	1.23	0.00	0.00	1.37	1.23	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	0.45	0.41	-	-	-	-	-	-	-	-	0.45	0.41	0.00	0.00	0.45	0.41	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	3.75	3.38	-	-	-	-	-	-	-	-	3.75	3.38	0.00	0.00	3.75	3.38	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス陶磁器等くず	0.60	0.54	-	-	-	-	-	-	-	-	0.60	0.54	0.00	0.00	0.60	0.54	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	0.24	0.22	-	-	-	-	-	-	-	-	0.24	0.22	0.00	0.00	0.24	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00
その他がれき類	0.96	0.86	-	-	-	-	-	-	-	-	0.96	0.86	0.00	0.00	0.96	0.86	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	13.75	12.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.75	12.38	0.00	0.00	13.75	12.38	0.00	0.00	0.00	0.00